

帯広圏都市計画地区計画の決定（帯広市決定）

都市計画帯広工業団地地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称		帯広工業団地地区地区計画
位 置		帯広市西19条北1丁目の全部、西20条北1丁目の全部、西21条北1丁目の全部及び南1丁目の一部、西22条北1丁目及び南1丁目の一部、西23条北1丁目の全部及び北2丁目の一部、西24条北1丁目の全部及び北2丁目の一部、西25条北1丁目の全部及び北2丁目、南1丁目の一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		297ヘクタール
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	本市の西方約4kmに位置する当地区は、道路等の交通条件にも恵まれ、本市における適正な工業の配置を促進し、産業構造の高度化を目標に開発された団地である。 本団地は、開発当初から、「緑の工場団地」をコンセプトに、団地内に緑地を配置するなど、緑化の推進が図られている。 このため、地区計画の策定により、建築物等の規制・誘導及び緑化を積極的に推進することによって、良好な工業団地環境を育成し、将来ともその環境を保持することを目指す。
	土地利用の方針	1 本市の産業の中心的集積の場としてその機能の保全を図る。 2 「緑の工場団地」のコンセプトに沿って、積極的に緑化の推進を図る。
	地区施設の整備の方針	1 計画的に配置された道路、緑地の機能の維持保全を図る。 2 緑豊かな工業団地として、敷地内の緑化及び街路樹の植栽を積極的に推進する
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な工業団地としての環境の創出を図るよう、建築物等の整備の方針を以下のように定める。 1 敷地の細分化による工業環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 2 ゆとりある良好な工業団地としてのまち並みが形成されるよう、建築物の壁面を後退させる。 3 緑に囲まれた工業団地の景観が維持されるよう、建築物等の意匠の制限を定める 4 「緑の工場団地」のコンセプトに基づき、将来にわたって工場敷地内の緑化の推進が図られるよう、道路境界に沿って工場敷地内に植樹帯の形成を推進し、その機能の維持保全を図る。

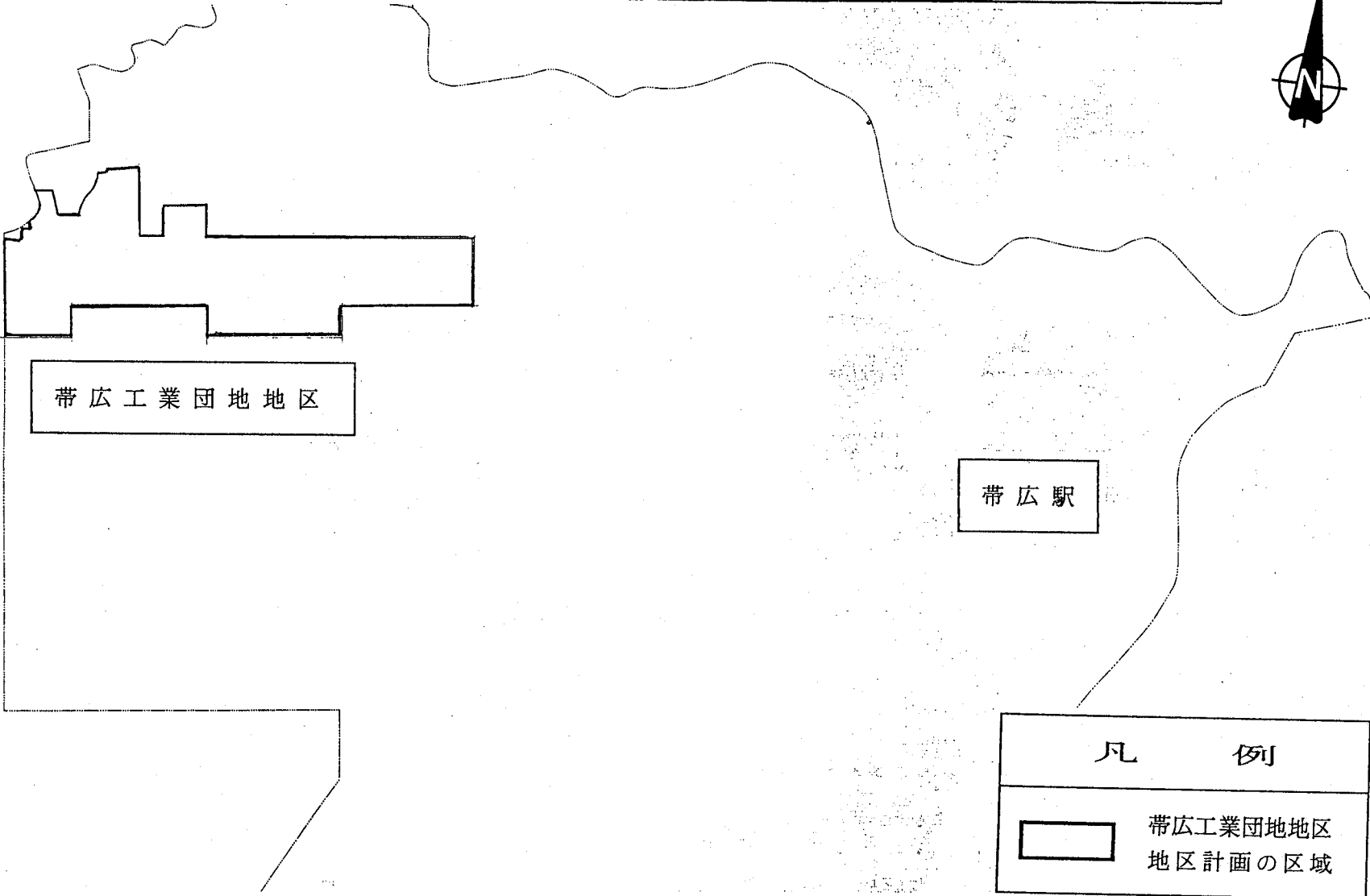
2 地区整備計画

地区 整備 計画	地区の名称	帯広工業団地地区地区計画
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積	268ヘクタール
	建築物に 関する 事項	建築物の敷地面積の最低限度 500㎡ 建築物の壁面の位置の制限 道路境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は、工業団地幹線にあっては6m、それ以外の道路にあっては3mとする。 ただし、この地区整備計画が決定された際、現に存する建築物について増築、改築を行う場合、当該増築、改築部分が道路境界線から上記に規定する数値以上となる場合又は次の各号の一に該当する建築物は、この限りでない。 （1）車庫、物置その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.3m以下であること。 （2）外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。
	建築物等の形態又は意匠の制限	刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、「緑の工場公園」の美観風致を損なわないこと。
	土地利用の制限	建ぺい率40%（建築基準法第53条第3項第2号が適用されるものは50%とする）を超えて建築物を新築、増築しようとする場合には、道路に面する敷地の部分（車の出入口を除く）について、現存する樹木の保全又は植栽により緑地帯を確保すること。
備考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同施行令の例による。

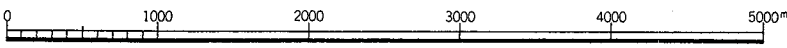
理 由

建築物の敷地の細分化を防止し、敷地内の緑化を推進すること等により、良好な工業団地としての環境を育成し、将来ともその環境が保持されるよう、地区計画の決定を行うものである。

帯広圏都市計画帯広工業団地地区地区計画 位置図



1 : 50,000



帯広圏都市計画帯広工業団地地区地区計画 計画図

